

契約保証金等の取扱い手続き

焼津市では、請負代金額が 300 万円以上の建設工事の請負契約締結時に、契約保証を必要としています。

競争入札・随意契約に参加する場合は、納付方法を確定したうえで参加していただきますようお願いいたします。

1 契約保証を必要とする範囲

請負代金額が 300 万円以上の建設工事

※建設工事関連業務委託(樹木管理含む)については契約保証金の納付は免除としています。ただし、市長が特に必要と認めるときは契約保証金の納付を要します。

2 契約保証の納付方法

- ① 契約保証金の納付(現金納付)
- ② 請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関の保証
- ③ 前払金保証事業会社の保証(請負契約に係る契約保証を行う特約を付したものの)
- ④ 公共工事履行保証証券による保証
- ⑤ 市を被保険者とする履行保証保険契約の締結

3 契約保証金の額

請負代金額の 10 分の 1 以上。

ただし、低入札価格調査基準価格を下回る応札額により落札者となった場合は請負代金額の 10 分の 3 以上とします。

4 保証手続きのための証明について

契約保証の手続きのため「契約者決定通知書」を必要とする場合は、開札日の翌日に入札執行課へご連絡ください。随意契約の場合は発注担当課にお申しください。

5 納付方法別の具体的手続き

(1) 契約保証金の納付(現金納付)

- ① 落札決定を受けたら、発注担当課に「現金で納付」と申し出てください。
- ② 請負代金額の 10 分の 1 以上の契約保証金の納入通知書を発注担当課が作成しますので、金融機関で納付してください。
- ③ 契約締結の際、契約保証金の領収書を提示し、併せてコピーを提出してください。

- ④ 工事が完了し、完成検査の合格通知書を受け取ったら、次の書類を出納室に提出し、払戻しを受けてください。(払戻しは口座振替になります。)
 - ア)払戻しの請求書
 - イ)完成検査の合格通知書の写し
- (2) 銀行等金融機関の保証書の提出
 - ① 落札決定を受けたら、発注担当課に「金融機関の保証書の提出」と申し出てください。
 - ② 契約締結の際、保証書を提出してください。
 - ③ 工事が完了し、完成検査の合格通知書を受け取ったら、発注担当課から保証書の返還を受け、「保証書に係る受領書」を提出してください。
- (3) 前払金保証事業会社の保証証書の提出
 - ① 落札決定を受けたら、発注担当課に「前払金保証事業会社の保証証書の提出」と申し出てください。
 - ② 契約締結の際、保証証書を提出してください。
- (4) 公共工事履行保証証券(履行ボンド)の提出
 - ① 落札決定を受けたら、発注担当課に「公共工事履行保証証券の提出」と申し出てください。
 - ② 契約締結の際、保証証券を提出してください。
- (5) 市を被保険者とする履行保証保険の締結
 - ① 落札決定を受けたら、発注担当課に「履行保証保険契約の締結」と申し出てください。
 - ② 契約締結の際、保険証券を提出してください。

6 その他

- (1) 債務不履行が発生した場合の取扱い 取扱要領の5参照
- (2) 請負代金を増額変更する場合の取扱い 取扱要領の7参照
増額変更率が30%を超える場合は保証の額の増額を請求する。
- (3) 請負代金を減額変更する場合の取扱い 取扱要領の8参照
原則として保証の額の減額の請求は認めない。
- (4) 工期を変更する場合の取扱い 取扱要領の9参照
- (5) 調査基準価格を下回る応札額により落札者となった場合における契約保証金は、請負代金額の10分の3以上とする。(焼津市建設工事執行規則第12条第7項)
- (6) 保証証書又は保証証券を電磁的方法により提出する場合の取扱いは、令和6年3月11日付け「契約の保証及び前払金保証に係る保証証書等の電子化について(通知)」のとおりとする。